⑱　中央自動車道富士吉田線における短区間割引

イ　割引をする自動車

均一制区間のうち、高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間又は国立府中インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

均一制区間の料金の額から、次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸～調布	150	200	250	450	850
高井戸～稲城	100	150	150	350	650
高井戸～国立府中	—	—	—	—	50
調布～稲城	300	350	450	700	1,300
調布～国立府中	100	150	200	350	700
府中スマート～国立府中	200	250	350	550	1,000
府中スマート～八王子	—	—	—	100	250
国立府中～八王子	100	150	200	400	750

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年３月31日までとする。

⑲　特定区間割引

イ　割引をする自動車

小田原厚木道路のＡ区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車

イ　外回り（名古屋西ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

イ）軽自動車等

		出口																									
		大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清洲西	清洲東	清洲ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—

ロ　割引額

Ａ区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車　種	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
割　引　額	100	100	100	150	250

⑳　高速国道との連続利用割引

イ　割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ　割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車　種	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
割　引　額	100	150	150	250	350

㉑　ＥＴＣ短区間割引

イ　割引をする自動車

小田原厚木道路のＡ区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行するＥＴＣ車又は同道路のＢ区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

Ａ区間又はＢ区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車　種	軽自動車等	普　通　車	中　型　車	大　型　車	特　大　車
割　引　額	50	50	50	100	150

㉒　近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西ジャンクションから名古屋南インターチェンジ間及び名古屋インターチェンジ間）におけるＥＴＣ利用割引

イ　割引をする自動車

区間料金制区間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

次表に定める入口インターチェンジで流入し、出口インターチェンジで流出した場合、⑵①ハに定める近畿自動車道名古屋亀山線の料金（単位：円）の額から次表に定める額を差し引くものとする。